

**平成29年10月22日執行**  
**衆議院議員総選挙**  
**最高裁判所裁判官国民審査**

<b>1</b>	<b>あらかし</b> .....	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>事務執行日程</b> .....	<b>2</b>
<b>3</b>	<b>投票区及び開票区</b> .....	<b>8</b>
	(1) 投票所等にあてた施設の内訳 .....	8
	(2) 選挙当日投票所にあてた施設の名称及び所在地 .....	8
	(3) 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地 .....	14
	(4) 開票所にあてた施設の名称及び所在地 .....	14
<b>4</b>	<b>選挙人名簿登録者数</b> .....	<b>15</b>
	(1) 被登録資格の決定の基準となる日 .....	15
	(2) 登録の日 .....	15
	(3) 異議の申出期日 .....	15
<b>5</b>	<b>選挙長及び開票管理者</b> .....	<b>17</b>
	(1) 選挙長及び同職務代理者 .....	17
	(2) 開票管理者及び同職務代理者 .....	17
<b>6</b>	<b>選挙事務関係者</b> .....	<b>18</b>
	(1) 投票事務関係者 .....	18
	(2) 開票事務関係者 .....	18
<b>7</b>	<b>選挙啓発事業</b> .....	<b>19</b>

(別冊1) 衆議院議員総選挙

(別冊2) 最高裁判所裁判官国民審査



## 街頭での啓発グッズの配布



## ポスター掲示場（広島県第一区）



## ポスター掲示場（広島県第二区）



ポスター掲示場（広島県第三区）



ポスター掲示場（広島県第四区）



投票風景



開票風景





## 1 あらまし

第48回衆議院議員総選挙は、平成29年9月28日の臨時閣議で憲法第7条による衆議院の解散を決定し、同日衆議院本会議で解散したことにより行われたものである。

選挙期日については、解散後の臨時閣議において、10月10日に公示し、投票日を10月22日とすることに決定された。

選挙すべき議員の数は、小選挙区289人及び比例代表176人（11選挙区（ブロック））の合わせて465人であった。

立候補者は、小選挙区選挙では936人、比例代表選挙では855人（うち、611人は重複立候補者）の届出があった。

小選挙区選挙の投票率は全国で53.68%となり前回（平成26年12月14日執行）の52.66%を1.02ポイント、比例代表選挙の投票率は全国で53.68%となり前回の52.65%を1.03ポイント、それぞれ上回った。

広島市の関係では、小選挙区選挙における広島県第一区に2人、広島県第二区に5人、広島県第三区に6人、広島県第四区に6人が立候補した。

開票の結果、第一区は岸田文雄候補（自由民主党）113,239票、大西オサム候補（日本共産党）32,011票となり、岸田文雄候補が当選した。

第二区は平口ひろし候補（自由民主党）96,718票、松本大輔候補（希望の党）68,309票、はいおか香奈候補（日本維新の会）18,128票、藤本さとし候補（日本共産党）16,393票、水野よしひろ（ ）候補2,403票となり、平口ひろし候補が当選した。

第三区は河井克行候補（自由民主党）82,998票、塩村あやか候補（ ）61,976票、今枝仁候補（日本維新の会）23,779票、野村まさてる候補（ ）2,720票、玉田憲勲候補（ ）1,978票、西本昭彦候補1,753票となり、河井克行候補が当選した。

第四区は新谷正義候補（自由民主党）64,911票、空本せいき候補（日本維新の会）28,562票、えびす圭二（ ）候補20,366票、上野かんじ候補（希望の党）16,803票、中石ひとし候補（日本共産党）10,884票、落合洋司（ ）候補7,210票となり、新谷正義候補が当選した。

広島市での小選挙区選挙の投票率は47.45%となり前回の48.08%を0.63ポイント、比例代表選挙の投票率は47.45%となり前回の48.08%を0.63ポイント、それぞれ下回った。

また、最高裁判所裁判官国民審査は、前回総選挙以降に任命された7人の最高裁判所裁判官について実施された。

投票率は全国で53.34%となり、前回の50.90%を2.44ポイント上回った。

広島市での投票率は47.11%となり、前回の46.44%を0.67ポイント上回った。

なお、今回の総選挙から、小選挙区選出議員の選挙区の改定及び比例代表選出議員の選挙区別定数の改正が行われ、洋上投票制度対象者の範囲が拡大されるとともに、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票が小選挙区選挙の期日前投票と同時に行うものとされた。

また、今回台風21号の影響を各地で受けており、広島市でも影響が懸念されたが、大きな事故等はなく執行された。

(2)

## 2 事務執行日程

月 日	曜 日	期 日 前 ・ 後	公 示 前 ・ 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		備 考
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙執行計画の決定</li> <li>臨時啓発事業計画の策定及び実施</li> <li>投票・開票事務取扱要領の検討</li> <li>選挙公報・審査公報配布実施計画の決定</li> <li>区選管等との打合せ</li> <li>町名・投票区・投票所名の確認依頼：区選管へ</li> <li>選挙事務従事者数の照会：区選管へ</li> <li>期日前投票管理者の依頼：各局等庶務担当課へ</li> <li>選挙事務従事者数の割当人数通知、従事者名簿の提出依頼各局等庶務担当課へ</li> <li>選挙のお知らせ発行準備 ポスター掲示場設置等業務契約準備</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙執行計画及び事務分担の決定</li> <li>投票管理者及び同職務代理者(投票所及び期日前投票所)の内定</li> <li>開票管理者及び同職務代理者の内定</li> <li>投票立会人(投票所及び期日前投票所)の内定</li> <li>期日前投票(不在者投票)事務従事者の選定</li> <li>投票所・開票所施設の確認及び使用依頼</li> <li>個人演説会等施設及び不在者投票施設の確認(新規指定・変更等)</li> <li>選挙事務従事者数の回答：市選管へ</li> <li>投票・開票事務従事者の選定</li> <li>選挙人名簿選挙時登録の準備</li> <li>ポスター掲示場設置場所の調査及び資料の作成</li> <li>在外投票用紙等の請求・受領</li> <li>在外投票・郵便等投票の準備</li> <li>投票箱等投票・開票器材の配送計画</li> <li>区役所懸垂幕・のぼり掲示場所の確認</li> </ul>		
9月28日	木	-24	-12			<ul style="list-style-type: none"> <li>(大字・投票区設定・投票区スペース確認：修正分を市選管へ送付)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li><b>衆議院解散</b></li> <li>市区町村事務打合せ会 13:30 サテライトキャンパスひろしま 501・502大講義室</li> <li>投票用紙印刷(県選管) (小選挙区)ピンク色用紙・黒色インク (比例代表)あさぎ色用紙・赤色インク</li> </ul>
9月29日	金	-23	-11	<ul style="list-style-type: none"> <li>名簿登録前準備</li> <li>予算の議決</li> <li>諸印刷物の発注依頼</li> <li>啓発看板等の発注</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>在外投票分投票用紙等受領</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>在外投票分投票用紙等発送(県選管)</li> </ul>
9月30日	土	-22	-10	<ul style="list-style-type: none"> <li>電算データ現在日</li> <li>名簿登録処理</li> <li>大量帳票作成用データ調整期限</li> <li>予算の令達</li> <li>ポスター掲示場設置等業務契約締結</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>名簿登録処理確認</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>政党との事務打合せ会(県選管)</li> </ul>
10月1日	日	-21	-9	<ul style="list-style-type: none"> <li>大量帳票作成用データの業者引渡し</li> <li>表示登録者データ調整</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙人名簿登録の移替延期開始(選挙期日まで)</li> <li>ポスター掲示場設置開始(業者)</li> </ul>	令17	<ul style="list-style-type: none"> <li>立候補予定者説明会(県選管)</li> </ul>
10月2日	月	-20	-8			<ul style="list-style-type: none"> <li><b>投票用紙受領(小選挙区・比例代表)</b></li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>投票用紙発送(小選挙区・比例代表)(県選管)</li> </ul>
10月3日	火	-19	-7	<ul style="list-style-type: none"> <li>任命権者から期日前投票管理者の名簿の受領</li> <li>市選管ホームページで広報開始</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>不在者投票のしおり発送(県選管)</li> </ul>
10月4日	水	-18	-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>期日前投票管理者の名簿を区選管へ送付</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>市選管から期日前投票管理者の名簿の受領</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>投票用紙印刷(県選管) (国民審査)うぐいす色用紙・黒色インク</li> </ul>

月 日	曜 日	期 日 前 ・ 後	公 示 前 ・ 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		備 考
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
10月5日	木	-17	-5	・ 任命権者から従事者名簿を受領				
10月6日	金	-16	-4	・ 従事者名簿を各区選管へ送付		・ 投票用紙受領 (国民審査) ・ 市選管から従事者名簿を受領 ・ 期日前投票従事者名簿を市選管へ提出		・ 投票用紙発送 (国民審査)(県選管)
						・ 投票用封筒等受領 (小選挙区・比例代表・国民審査)		投票用封筒等 発送(小選挙 区・比例代表・ 国民審査)(県選 管)
10月7日	土	-15	-3			・ 選挙のお知らせ:受領・点検 ・ 選挙人名簿抄本等:受領・点検		
10月8日	日	-14	-2			・ ホスター掲示場設置完了(業者)		
10月9日	月	-13	-1	・ 選挙人名簿登録者数:報告受理 ・ 選挙人名簿登録者数の報告(県選管へ)  委員会開催 15:30 選挙管理委員室 選挙権を有する者の総数の50分の1,3分の1及び6分の1の数の告示  ・ 期日前投票周知用立看板設置 (区役所、出張所) ・ 啓発看板等の設置  ・ 各任命権者への期日前投票事務 従事の承認依頼	市事18 事83  地自法 74,75,76 .80,81,8 6,地教法 8,合併特 例法4.5	・ 選挙人名簿登録基準日・登録日 ・ 選挙人名簿登録者数を県選管・市選管 へ報告(在外選挙人名簿を含む)  委員会開催  ・ 不在者投票用紙等の郵送による事前交 付開始(登録地以外の国内の市町村に おける在外投票含む)  ・ ホスター掲示場設置検収終了  ホスター掲示場の設置場所の告示  ・ 選挙のお知らせ:郵便局へ搬入	法22 令22,23 の16,事 12,83,市 事18,18 の9  令53,59 の4,65の 13,市事 47の2  法144の 2 令31,市 事25	
10月10日	火	-12	0	<b>衆議院議員総選挙の公示日・最高裁判所裁判官国民審査の告示日</b>				
				・ 選挙啓発活動の開始  ・ 屋外広告幕の掲出  ・ 市広報ツイッター・フェイスブックでの広 報開始		投票管理者及び同職務代理者(投票所 及び期日前投票所)の選任告示  投票所及び期日前投票所の告示  投票所の開閉時刻の繰り上げ繰り下げの 告示 投票記載所に掲示する候補者の氏名等 の掲載順序を定める(し)を行う場所及び 日時の告示 開票管理者及び同職務代理者の選任告 示  開票の場所及び日時の告示 開票立会人となるべき者を定める(し)を行 う場所及び日時の告示 不在者投票の投票記載場所の告示  在外投票を行う期日前投票所の告示  最高裁判所裁判官の氏名等の掲示を行 う場所の告示  ・ 開票立会人届出受理開始	法37,令 25,49の 7,事16, 市事 20,45の4  法41,48 の2,市事 24,45の4  法40,市 事23  法175, 連56,市 事156  法61,令 68,事 46,市事 51  法64 法62,市 事52  事33,市 事46  令65の 13  審法52, 審令19, 審規7,市 事196  法62,市 事53	・ 立候補届出

月 日	曜 日	期 日 前 ・ 後	公 示 前 ・ 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		備 考
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
(10/10)				<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙事務所設置(異動)報告受理</li> </ul>	市事87	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙事務所設置(異動)届出受理開始・同報告(市選管へ)</li> <li>ポスター掲示場掲示開始</li> <li>ポスター掲示の便宜供与</li> <li>公営施設使用の個人演説会等開催申出受理開始</li> <li>選挙人名簿選挙時登録に関する異議申出期限</li> <li>在外選挙人名簿選挙時登録に関する異議申出期限</li> <li>選挙人名簿抄本の閲覧中断(選挙期日後5日に当たる日まで)</li> <li>投票管理者(投票所及び期日前投票所)・開票管理者へ候補者の氏名等の通知</li> <li>投票管理者(投票所及び期日前投票所)・開票管理者へ審査に付される最高裁判所裁判官の氏名・任命年月日等の通知</li> <li>期日前投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者へ通知</li> <li>投票所開閉時刻変更について関係投票管理者への通知及び県選管への届出</li> <li>投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定める(じ【小選挙区】17.20)</li> <li>掲載順序の結果:市選管へ報告</li> <li>県選管から掲載順序の通知受理(比例代表)</li> <li>期日前投票所及び不在者投票記載場所の設営</li> <li>投票用紙及び抄本等を投票管理者(期日前投票所)へ引継ぎ(在外投票分を含む)</li> <li>選挙周知用懸垂幕・のぼり:区役所掲出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法130、令108、事2、市事87</li> <li>法144の2</li> <li>令111の2</li> <li>法163、令112、連35</li> <li>法24</li> <li>法30の8</li> <li>法28の2、28の3</li> <li>令92</li> <li>審法5の2、審令3</li> <li>法38.48の2、令27.49の7、市事21</li> <li>法40、事18、市事23</li> <li>法175、連56</li> <li>令32.49の7、市事26.45の4</li> <li>令28.49の7.65の13</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投票記載所に掲示する名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定める(じ【比例代表】)(県選管)</li> </ul>
10月11日	水	-11	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>投・開票事務従事者(確定):区選管から受領</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>期日前投票及び不在者投票開始(衆議院・国民審査)区役所・出張所 8:30～20:00</li> <li>期日前投票所及び区選管委員長が管理する不在者投票記載場所内に候補者の氏名等、名簿届出政党等の名称等を掲示</li> <li>最高裁判所裁判官の氏名等の投票所入口(ポスター掲示場)への掲示開始</li> <li>投・開票事務従事者(確定):市選管へ送付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法48の2.49、令50～、審令13</li> <li>法175、令125の4</li> <li>審令19</li> </ul>	
10月12日	木	-10	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>各任命権者への投・開票事務従事の承認依頼(当日)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>公営施設使用の個人演説会等開始</li> <li>投票管理者及び同職務代理者打合せ会 13:30 中区 15:00 西区、安佐北区、安芸区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法161.163、令112</li> </ul>	
10月13日	金	-9	3			<ul style="list-style-type: none"> <li>投票管理者及び同職務代理者打合せ会 15:00 東区、佐伯区</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>投・開票速報リハーサル(第1回)</li> </ul>



月 日	曜 日	期 日 前 ・ 後	公 示 前 ・ 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		備 考
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
10月14日	土	-8	4	・ 街頭啓発				・ 選挙公報(小選挙区)印刷(県選管)
10月15日	日	-7	5	・ 宣伝車による啓発(宣伝車11台による巡回啓発)9:00～17:00  ・ 市広報紙に記事掲載				・ 選挙公報(比例)・審査公報印刷(県選管)
10月16日	月	-6	6	・ 選挙公報・審査公報:県選管から受領		・ 選挙公報・審査公報:県選管から受領  投票管理者及び同職務代理者打合せ会 15:00 南区、安佐南区		・ 選挙公報・審査公報発送(県選管)
10月17日	火	-5	7			・ 投票立会人選任内申期限  ・ 街頭啓発 投票総参加の呼びかけ 繁華街で啓発物資を配布(中区) 開票事務打合せ会(進行指揮者・班長) 15:00 南区、佐伯区	市事21	投・開票速報リハーサル(第2回)
10月18日	水	-4	8	・ 選挙公報・審査公報:新聞折込みにより配布(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)		・ 委員会開催(投票立会人選任)  ・ 重度身体障害者及び要介護者の郵便等による不在者投票、在外投票(郵便等投票)の投票用紙等の請求期限  ・ 選挙事務所閉鎖について通知(投票所から300m以内にあるもの) 開票事務打合せ会(進行指揮者・班長) 15:00 東区、安佐北区、安芸区 15:30 西区	令59の4,65の11  法132	
10月19日	木	-3	9	・ (小選挙区補充立候補の場合)区選管から掲載順序の報告受理		・ 投票立会人の選任:本人及び投票管理者への通知期限  開票事務打合せ会(進行指揮者・班長) 16:00 安佐南区  ・ 開票立会人届出期限  ・ 開票立会人を定めるくじ(小選挙区 17:20)(比例代表 17:30)  ・ 開票立会人が3人に満たない場合の補充選任:本人及び開票管理者への通知  ・ 公営施設使用の個人演説会等開催申出受理最終日  ・ (小選挙区補充立候補の場合)投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじ 17:40(掲載順序の結果を市選管へ報告)	法38、令27、市事21  法62、令69、市事53 法62 法62、令70の2、市事54,55 法163 法175、連56	・ (小選挙区)補充立候補届出期限
10月20日	金	-2	10	・ 街頭啓発(県・市合同)  ・ 投票所周知用看板設置		・ 選挙公報・審査公報:配布期限  ・ 投票所器材送致 開票事務打合せ会(進行指揮者・班長) 16:00 中区	法170、審令28	
10月21日	土	-1	11	選挙運動最終日		・ 期日前投票・不在者投票(在外投票)最終日  ・ 街頭啓発 投票総参加の呼びかけ 各区(中区除く)繁華街で啓発物資配布  ・ 投票所設営	法48の2,49、令50  令32、事23、市事26	

月日	曜日	期日前・後	公示前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		備考
				事項	根拠法令	事項	根拠法令	
(10/21)				<ul style="list-style-type: none"> <li>当日有権者予定者数:速報受理</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>開票所設営</li> <li>当日有権者予定者数:市選管へ速報</li> <li>投票記載所に掲示する候補者・名簿届出政党等の氏名表等:投票管理者へ引継ぎ</li> <li>期日前投票を投票管理者(期日前投票所)から受領</li> <li>投票用紙及び抄本等を投票管理者(投票所)へ引継ぎ</li> <li>在外選挙人名簿の抄本を指定在外選挙投票区投票管理者へ引継ぎ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法175</li> <li>法55,48の2、令49の11</li> <li>令28</li> <li>令65の13</li> </ul>	
10月22日	日	-0	12	衆議院議員総選挙選挙期日・最高裁判所裁判官国民審査投票期日		委員会開催		
				(投票)				
				<ul style="list-style-type: none"> <li>投票状況:速報受理(1時間毎及び結果)</li> <li>宣伝車による啓発(宣伝車11台による巡回啓発)9:00~19:00</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>投票状況:県及び市選管へ速報(1時間毎及び結果)</li> <li>投票時間 7:00~20:00 投票時間変更の投票所 南 区 似 島 6:00~18:00 金 輪 7:00~18:00 佐伯区 第二十一 7:00~18:00 上多田 7:00~18:00</li> <li>投票区数 広島市計276区 中 区 23区 東 区 22区 南 区 33区 西 区 37区 安佐南区 39区 安佐北区 60区 安芸区 18区 佐伯区 44区</li> <li>投票記載所へ候補者・名簿届出政党等の氏名表等掲示</li> <li>投票所入口から300m内にある選挙事務所の閉鎖命令</li> <li>不在者投票及び同調書を指定投票区の投票管理者へ送致</li> <li>在外投票及び同調書を指定在外選挙投票区の投票管理者へ送致</li> <li>期日前投票を開票管理者へ送致</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事52、市事43</li> <li>法40</li> <li>法175、運56</li> <li>法134</li> <li>令60,61</li> <li>令65の7,65の12,65の13,60,65の19,61</li> <li>法55,48の2</li> </ul>	
				(開票)				
				<ul style="list-style-type: none"> <li>開票状況:速報受理(22:00から30分毎及び結果)</li> <li>委員会開催 21:00 選挙管理委員室</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>投票箱等(投票所及び期日前投票所)送致物受付</li> <li>開票開始時刻 21:20</li> <li>開票状況(22:00から30分毎及び結果)速報:県選管・市選管へ</li> <li>開票所 中 区 広島市立国泰寺中学校 東 区 広島市立二葉中学校 南 区 広島市立広島工業高校 西 区 広島市立庚午中学校 安佐南区 広島市立沼田高等学校 安佐北区 広島市立安佐北高校 安芸区 広島市立矢野中学校 佐伯区 広島市立五日市中学校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法55,48の2</li> <li>法64</li> <li>法66、市事62</li> <li>法63</li> </ul>	

月 日	曜 日	期 日 前 ・ 後	公 示 前 ・ 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		備 考
				事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
10月23日	月	1	13	・ ホスター掲示場撤去開始 ・ 啓発看板等の撤去開始  ・ 礼状発送		・ 選挙結果の記録整理 ・ 選挙結果・県選管・市選管へ報告(開票録写し・結果報告書) ・ 投票所・開票所器材撤収及び整理 ・ 礼状発送	事77	・ 結果報告書検収
10月24日	火	2	14					・ 選挙会(小選挙区) 選挙分会(比例代表) 審査分会(国民審査)
10月25日	水	3	15			・ ホスター掲示場撤去に伴う検収 ・ 時間外勤務実施報告書等を市選管へ提出		
10月26日	木	4	16					
10月27日	金	5	17	・ 時間外勤務実施報告書等を各局等へ配布				・ 選挙会(比例代表)
10月28日	土	6	18					
10月29日	日	7	19					
10月30日	月	8	20					
10月31日	火	9	21					
11月1日	水	10	22					
11月2日	木	11	23					
11月3日	金	12	24					
11月4日	土	13	25					
11月5日	日	14	26					
11月6日	月	15	27					・ 選挙運動費用収支報告書提出期限(法189)
11月7日	火	16	28					
11月8日	水	17	29					
11月9日	木	18	30					
11月10日	金	19	31					
11月11日	土	20	32					
11月12日	日	21	33					
11月13日	月	22	34					
11月14日	火	23	35					
11月15日	水	24	36					
11月16日	木	25	37					
11月17日	金	26	38					
11月18日	土	27	39					
11月19日	日	28	40					
11月20日	月	29	41					
11月21日	火	30	42					・ 選挙争訟提起期限(法204)
11月22日	水	31	43					
11月23日	木	32	44					・ 当選争訟提起期限(法208)

凡 例

法 = 公職選挙法 令 = 公職選挙法施行令 在規 = 在外選挙執行規則

事 = 公職選挙事務取扱規程 運 = 公職選挙法による選挙運動等に関する規程

市事 = 広島市公職選挙事務取扱規程 地自法 = 地方自治法 地教法 = 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

合併特例法 = 市町村の合併の特例に関する法律

審法 = 最高裁判所裁判官国民審査法 審令 = 最高裁判所裁判官国民審査法施行令 審規 = 最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程

(8)

### 3 投票区及び開票区

今回の選挙における投票区は276、開票区は8である。

投票所・開票所にあてた施設の内訳及び名称等は、次のとおりである。

#### (1) 投票所等にあてた施設の内訳

区名	投票区数	選挙当日投票所にあてた施設の内訳								期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の内訳	
		学校	うち、幼稚園	保育園	公民館	集会所	区役所等	市関係建物	その他	区役所等	市関係建物
中	23	20	3	—	—	2	—	1	—	1	—
東	22	10	2	—	3	5	1	3	—	2	—
南	33	18	3	2	—	10	—	3	—	1	—
西	37	17	—	1	3	15	—	1	—	1	—
安佐南	39	19	—	—	4	15	1	—	—	4	—
安佐北	60	16	—	—	1	38	2	1	2	4	—
安芸	18	5	1	3	2	4	1	2	1	4	—
佐伯	44	10	—	5	9	18	1	1	—	2	—
市計	276	115	9	12	22	107	6	12	3	19	—

#### (2) 選挙当日投票所にあてた施設の名称及び所在地

[中区]

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
白島第一	安田学園体育館1階	広島市中区白島北町1番41号
白島第二	白島児童館	広島市中区西白島町2番30号
基町	基町幼稚園	広島市中区基町20番3号
幟町	幟町小学校体育館	広島市中区幟町3番10号
堀川	中央新天地集会所	広島市中区新天地7番9号
袋町	袋町小学校1階玄関ホール	広島市中区袋町6番36号
★大手	大手町商業高等学校体育館	広島市中区大手町四丁目4番4号
竹屋	竹屋小学校体育館	広島市中区鶴見町8番49号
国泰寺	国泰寺中学校美術教室	広島市中区国泰寺町一丁目1番41号
千田第一	千田小学校体育館	広島市中区東千田町二丁目1番34号
千田第二	千田スポーツ会館	広島市中区千田町三丁目10番8号
中島	中島小学校体育館	広島市中区加古町10番8号
吉島第一	吉島小学校体育館	広島市中区吉島西三丁目4番60号
吉島第二	吉島東小学校体育館	広島市中区吉島東三丁目2番7号
吉島第三	吉島幼稚園	広島市中区光南二丁目14番12号
広瀬	広瀬小学校体育館	広島市中区広瀬町2番8号
本川	本川小学校体育館	広島市中区本川町一丁目5番39号
神崎	神崎小学校体育館	広島市中区舟入中町1番36号
舟入東	舟入高等学校北棟1階	広島市中区舟入南一丁目4番4号
舟入西	舟入小学校体育館	広島市中区舟入南二丁目9番48号
江波第一	江波中学校体育館	広島市中区江波西一丁目1番13号
江波第二	江波小学校体育館	広島市中区江波南二丁目2番53号
江波第三	栄光こども園ホール	広島市中区江波西二丁目32番1号
投票区数	23	

## 〔東区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
温品第一	温品幼稚園	広島市東区温品七丁目8番4号
温品第二	広島市東区役所温品出張所	広島市東区温品五丁目1番18号
上温品第一	広島市温品福祉センター	広島市東区上温品一丁目24番1号
上温品第二	菰口集会施設	広島市東区温品町1988番地
馬木第一	馬木公民館	広島市東区馬木二丁目565番地4
馬木第二	福木小学校体育館	広島市東区馬木九丁目1番2号
福田	福田公民館	広島市東区福田四丁目4152番地1
戸坂第一	戸坂小学校体育館	広島市東区戸坂出江二丁目1番1号
戸坂第二	東浄小学校体育館	広島市東区中山新町二丁目8番1号
戸坂第三	広島市戸坂福祉センター	広島市東区戸坂大上一丁目4番22号
戸坂第四	県立広島中央特別支援学校(旧盲学校)体育館	広島市東区戸坂千足二丁目1番4号
中山第一	中山集会所	広島市東区中山中町11番2号
中山第二	広島市中山福祉センター	広島市東区中山南一丁目5番39号
牛田第一	あやめ幼稚園	広島市東区牛田中二丁目7番34号
牛田第二	牛田小学校体育館	広島市東区牛田旭一丁目14番45号
牛田第三	牛田新町集会所	広島市東区牛田新町一丁目3番31号
牛田第四	早稲田公民館	広島市東区牛田東四丁目19番1号
二葉	二葉集会所	広島市東区二葉の里一丁目7番22号
愛宕	若草集会所	広島市東区若草町10番25号
★尾長第一	尾長小学校体育館	広島市東区山根町21番10号
尾長第二	二葉中学校金工室	広島市東区光町二丁目15番8号
矢賀	矢賀小学校体育館	広島市東区矢賀二丁目10番67号
投票区数	22	

## 〔南区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
荒神	荒神町小学校体育館	広島市南区西蟹屋三丁目7番27号
大州	大州保育園	広島市南区大州三丁目9番31号
青崎	青崎小学校体育館	広島市南区青崎一丁目15番51号
向洋	向洋集会所	広島市南区向洋中町5番16号
向洋新町	向洋新町会館	広島市南区向洋新町一丁目6番1号
段原第一	比治山会館	広島市南区段原日出一丁目13番22号
段原第二	段原東集会所	広島市南区段原四丁目3番16号
段原第三	みみょう幼稚園	広島市南区段原南一丁目5番3号
段原第四	段原小学校体育館	広島市南区的場町二丁目4番19号
比治山	安芸幼稚園	広島市南区比治山本町12番60号
東雲第一	比治山小学校体育館	広島市南区上東雲町28番28号
東雲第二	東雲会館	広島市南区東雲二丁目9番26号
出汐	出汐会館	広島市南区出汐一丁目5番12号
霞町	比治山女子高等学校	広島市南区西霞町5番16号
旭町	大河小学校体育館	広島市南区旭一丁目8番1号
★皆実	皆実小学校体育館	広島市南区皆実町一丁目15番32号
翠町第一	親和幼稚園	広島市南区翠二丁目3番1号
翠町第二	翠町中学校格技場	広島市南区翠四丁目15番1号
翠町第三	広島大学附属中・高等学校1階教室	広島市南区翠一丁目1番1号
仁保	仁保小学校体育館	広島市南区仁保新町二丁目8番30号
黄金山	黄金山小学校体育館	広島市南区北大河町35番1号
大河	大河保育園	広島市南区北大河町15番16号
湊崎	仁保緑地仮設投票所(地方こころ公園内)	広島市南区仁保二丁目4番
楠那	楠那小学校体育館	広島市南区楠那町5番7号
宇品第一	宇品体育館	広島市南区宇品海岸三丁目6番54号
宇品第二	宇品小学校体育館	広島市南区宇品御幸四丁目5番11号
宇品第三	宇品東小学校体育館	広島市南区宇品東七丁目11番8号
宇品第四	宇品中学校柔剣道場	広島市南区宇品東五丁目1番51号
宇品第五	宇品西公園仮設投票所(宇品集会所の東隣)	広島市南区宇品御幸二丁目6番
元宇品	元宇品会館	広島市南区元宇品町13番18号

出島	広島市出島福祉センター	広島市南区出島一丁目32番1号
似島	似島集会所	広島市南区似島町字家下752番地74
金輪	金輪島集会所	広島市南区宇品町字金輪島381番地9
投票区数	33	

## 〔西区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
向地	向地公民館	広島市西区大芝三丁目10番3号
大芝北	大芝集会所	広島市西区大芝一丁目13番21号
大芝南	大芝小学校体育館	広島市西区大芝一丁目25番18号
三篠第一	三篠小学校体育館	広島市西区三篠町一丁目9番25号
三篠第二	横川会館	広島市西区横川町二丁目1番1号
三滝	三滝本町集会所	広島市西区三滝本町二丁目16番25号
中広	中広中学校電気室	広島市西区中広町三丁目1番41号
天満	天満小学校体育館	広島市西区天満町1番27号
福島	西地域交流センター（旧西隣保館）	広島市西区福島町一丁目19番12号
観音	観音公民館	広島市西区観音本町二丁目1番77号
★南観音第一	観音中学校体育館	広島市西区南観音三丁目4番6号
南観音第二	南観音小学校体育館	広島市西区南観音六丁目5番45号
南観音第三	観音新町会館	広島市西区観音新町三丁目8番40号
新庄	新庄集会所	広島市安佐南区長束四丁目19番28号
己斐第一	己斐集会所（己斐本町会館）	広島市西区己斐本町二丁目3番4号
己斐第二	己斐小学校体育館	広島市西区己斐上二丁目1番1号
己斐第三	己斐上集会所（己斐峠入口バス停東側）	広島市西区己斐上一丁目14番5号
己斐第四	己斐東学区会館（さくら保育所向側）	広島市西区己斐中三丁目46番5号
己斐第五	己斐上小学校体育館	広島市西区己斐上六丁目455番地
己斐第六	己斐中学校体育館	広島市西区己斐上三丁目35番1号
己斐第七	己斐上五丁目集会所	広島市西区己斐上五丁目26番11号
庚午北	庚午北集会所	広島市西区庚午北二丁目14番1号
庚午中	庚午中三丁目集会所	広島市西区庚午中三丁目3番15号
庚午	庚午中学校武道場	広島市西区庚午中四丁目12番48号
高須第一	古田保育園	広島市西区古江東町1番17号
高須第二	高須小学校体育館	広島市西区高須四丁目16番1号
古田	古田公民館	広島市西区古江西町19番15号
山田	山田小学校体育館	広島市西区山田新町二丁目21番1号
草津	草津小学校体育館	広島市西区草津東二丁目12番1号
鈴が峰	鈴が峰小学校体育館	広島市西区鈴が峰町36番2号
田方第一	田方集会所	広島市西区田方一丁目20番21号
田方第二	田方上集会所	広島市西区田方二丁目6番12号
井口明神	井口明神小学校体育館	広島市西区井口明神一丁目13番1号
井口台	井口台小学校体育館	広島市西区井口台三丁目5番1号
井口第一	井口集会所	広島市西区井口二丁目1番4号
井口第二	井口公民館	広島市西区井口鈴が台二丁目14番8号
井口第三	修大附属鈴峯女子中・高等学校講堂ロビー	広島市西区井口四丁目7番1号
投票区数	37	

## 〔安佐南区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
川内	川内小学校体育館	広島市安佐南区川内五丁目40番1号
八木第一	鳴渡場集会所	広島市安佐南区八木町272番地1
八木第二	八木小学校体育館	広島市安佐南区八木九丁目17番1号
八木第三	梅林小学校体育館	広島市安佐南区八木三丁目3番9号
緑井第一	佐東公民館	広島市安佐南区緑井六丁目29番25号
緑井第二	緑井小学校体育館	広島市安佐南区緑井四丁目31番1号
安古市第一	東野公民館	広島市安佐南区東野二丁目22番7号
安古市第二	中筋会館	広島市安佐南区中筋一丁目4番18号
★安古市第三	古市小学校体育館	広島市安佐南区古市二丁目21番1号
安古市第四	古市公民館	広島市安佐南区古市三丁目24番8号
安古市第五	大町集会所	広島市安佐南区大町東三丁目7番25-6号



安古市第六	安東小学校体育館	広島市安佐南区安東一丁目28番1号
安古市第七	上安公会堂	広島市安佐南区上安一丁目3番19号
安古市第八	安小学校体育館	広島市安佐南区上安二丁目7番56号
安古市第九	安西小学校体育館	広島市安佐南区高取南二丁目18番1号
安古市第十	安北小学校体育館	広島市安佐南区高取北二丁目30番1号
安古市第十一	上安小学校体育館	広島市安佐南区上安五丁目21番52号
安古市第十二	毘沙門台小学校体育館	広島市安佐南区毘沙門台三丁目1番1号
安古市第十三	広島中央グリーンハイツ集会所	広島市安佐南区安東七丁目22番2号
安古市第十四	高長集会所	広島市安佐南区高取北四丁目4番14号
安古市第十五	弘徳団地第一自治会館	広島市安佐南区安東四丁目26番27号
安古市第十六	安東亜ハイツ集会所	広島市安佐南区相田七丁目27番3号
祇園第一	安佐南区役所祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目48番7号
祇園第二	祇園小学校体育館	広島市安佐南区祇園三丁目1番27号
祇園第三	山本小学校体育館	広島市安佐南区山本三丁目13番1号
祇園第四	長東西集会所	広島市安佐南区長東西三丁目2番3号
祇園第五	長東小学校体育館	広島市安佐南区長東四丁目15番1号
祇園第六	原南小学校体育館	広島市安佐南区西原二丁目19番23号
祇園第七	原小学校体育館	広島市安佐南区西原六丁目29番6号
祇園第八	東原中学校柔剣道場	広島市安佐南区東原三丁目8番1号
沼田第一	戸山小・中学校体育館	広島市安佐南区沼田町大字阿戸3722番地
沼田第二	上吉山集会所	広島市安佐南区沼田町大字吉山1393番地1
沼田第三	阿戸集会所	広島市安佐南区沼田町大字阿戸1416番地1
沼田第四	奥畑集会所	広島市安佐南区伴西五丁目1126番地
沼田第五	伴中央集会所	広島市安佐南区伴中央二丁目5番80号
沼田第六	下伴集会所	広島市安佐南区伴東三丁目6番1号
沼田第七	大塚集会所	広島市安佐南区大塚西一丁目26番6号
沼田第八	沼田公民館	広島市安佐南区伴東七丁目64番8号
沼田第九	大塚小学校体育館	広島市安佐南区大塚西六丁目1番1号
投票区数	39	

## 〔安佐北区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
白木第一	志屋西集会所	広島市安佐北区白木町大字志路2877番地
白木第二	志屋地区多目的ホール	広島市安佐北区白木町大字志路5511番地6
白木第三	井原会館	広島市安佐北区白木町大字井原4442番地2
白木第四	安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地4
白木第五	檜山集会所	広島市安佐北区白木町大字市川6364番地1
白木第六	上三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田9063番地3
白木第七	三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田2218番地1
白木第八	下三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田5826番地
狩留家	狩留家集会所	広島市安佐北区狩留家町3144番地
上深川	上深川コミュニティー施設	広島市安佐北区上深川町754番地
小河原	小河原町民センター	広島市安佐北区小河原町789番地1
深川第一	深川小学校体育館	広島市安佐北区深川五丁目12番1号
深川第二	上庄会館	広島市安佐北区深川三丁目24番10号
亀崎	亀崎小学校体育館	広島市安佐北区亀崎四丁目2番1号
真亀	落合中学校体育館	広島市安佐北区真亀二丁目1番1号
倉掛	倉掛小学校体育館	広島市安佐北区倉掛一丁目13番1号
落合第一	諸木会館	広島市安佐北区落合南八丁目27番2号
落合第二	落合東小学校体育館	広島市安佐北区落合四丁目13番1号
落合第三	玖村会館	広島市安佐北区落合二丁目41番26号
落合第四	落合小学校体育館	広島市安佐北区落合南二丁目13番1号
口田第一	口田東小学校体育館	広島市安佐北区口田二丁目1番1号
口田第二	口田中学校体育館	広島市安佐北区口田南九丁目13番1号
口田第三	口田小学校体育館	広島市安佐北区口田南二丁目7番2号
口田第四	口田南集会所	広島市安佐北区口田南二丁目21番23号
大林第一	桧山会館	広島市安佐北区大林町2584番地2
大林第二	大林小学校体育館	広島市安佐北区大林四丁目14番1号
三入第一	三入小学校体育館	広島市安佐北区三入三丁目12番1号

三入第二	桐原公会堂	広島市安佐北区可部町大字桐原1480番地1
三入第三	桐陽台コミュニティセンター	広島市安佐北区三入東一丁目30番20号
南原	南原公会堂	広島市安佐北区可部町大字南原388番地1
綾ヶ谷第一	東綾ヶ谷公会堂	広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷527番地5
綾ヶ谷第二	綾西集会所(綾西会館)	広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷1859番地
勝木第一	行森説教場	広島市安佐北区可部町大字勝木2545番地1
勝木第二	中河内集会所	広島市安佐北区可部町大字勝木521番地1
亀山第一	河戸会館	広島市安佐北区亀山二丁目21番11号
亀山第二	虹山集会所	広島市安佐北区亀山南五丁目4番6号
亀山第三	亀山公民館	広島市安佐北区亀山南三丁目16番16号
可部第一	可部中学校武道場	広島市安佐北区可部七丁目2番1号
可部第二	安佐北区総合福祉センター	広島市安佐北区可部三丁目19番22号
★可部第三	可部小学校体育館	広島市安佐北区可部四丁目9番1号
可部第四	下の浜集会所	広島市安佐北区可部南五丁目1番2号
可部第五	中島会館	広島市安佐北区可部南一丁目1番39号
可部第六	可部南集会所	広島市安佐北区可部東二丁目25番3号
安佐第一	久地南小学校体育館	広島市安佐北区安佐町大字くすの木台55番地1
安佐第二	久地集会所	広島市安佐北区安佐町大字久地甲4492番地
安佐第三	宇賀地区集会所	広島市安佐北区安佐町大字久地8058番地1
安佐第五	後山集会所	広島市安佐北区安佐町大字後山1411番地5
安佐第六	毛木集会所	広島市安佐北区安佐町大字毛木761番地
安佐第七	宮野集会所	広島市安佐北区安佐町大字宮野73番地1
安佐第八	筒瀬集会所	広島市安佐北区安佐町大字筒瀬459番地3
安佐第九	安佐小河内集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内4579番地3
安佐第十	小峠集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内1217番地2
安佐第十一	西部会館	広島市安佐北区安佐町大字小河内6080番地2
安佐第十二	東谷上会館	広島市安佐北区安佐町大字鈴張760番地3
安佐第十三	鈴張集会所1階ホール(元農協購買部)	広島市安佐北区安佐町大字鈴張2025番地1
安佐第十四	西上会館	広島市安佐北区安佐町大字鈴張4058番地3
安佐第十五	正念寺	広島市安佐北区安佐町大字飯室1280番地
安佐第十六	飯室小学校体育館	広島市安佐北区安佐町大字飯室1544番地
安佐第十七	安佐北区役所安佐出張所	広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地1
あさひが丘	日浦小学校体育館	広島市安佐北区あさひが丘七丁目12番1号
投票区数	60	

## 〔安芸区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
畑賀	広島市畑賀福祉センター	広島市安芸区畑賀三丁目30番14号
中野第一	ケアハウス安芸中野	広島市安芸区中野三丁目9番5号
中野第二	安芸区役所中野出張所	広島市安芸区中野三丁目20番9号
中野第三	中野東小学校体育館	広島市安芸区中野五丁目11番1号
瀬野	広島市瀬野福祉センター	広島市安芸区瀬野一丁目4番19号
上瀬野	瀬野学区集会所	広島市安芸区上瀬野二丁目16番12号
みどり坂	みどり坂小学校体育館	広島市安芸区瀬野西一丁目38番1号
阿戸第一	阿戸公民館	広島市安芸区阿戸町6166番地
阿戸第二	第五区集会所	広島市安芸区阿戸町5460番地1
船越	船越小学校体育館	広島市安芸区船越五丁目22番11号
★船越南	北鴻治集会所(北鴻治会館)	広島市安芸区船越南三丁目25番31号
船越西	船越西部保育園	広島市安芸区船越一丁目41番9号
矢野第一	矢野幼稚園	広島市安芸区矢野西六丁目12番2号
矢野第二	矢野公民館	広島市安芸区矢野西五丁目24番2号
矢野第三	矢野中央保育園	広島市安芸区矢野東五丁目9番2号
矢野第四	矢野西保育園	広島市安芸区矢野西四丁目11番12号
矢野第五	寺屋敷集会所	広島市安芸区矢野町740番地3
矢野第六	矢野南小学校体育館	広島市安芸区矢野南四丁目17番1号
投票区数	18	

## 〔佐伯区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
★第一	佐伯区役所	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
第二	吉見園公民館	広島市佐伯区吉見園13番1号
第三	五日市小学校体育館	広島市佐伯区五日市三丁目1番1号
第四	皆賀会館	広島市佐伯区皆賀四丁目6番5号
第五	五日市公民館	広島市佐伯区新宮苑11番14号
第六	五日市中学校体育館	広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号
第七	五日市中央小学校体育館	広島市佐伯区五日市中央三丁目12番1号
第八	楽々園公民館	広島市佐伯区楽々園五丁目8番32号
第九	美の里保育園	広島市佐伯区美の里二丁目1番9号
第十	三筋保育園	広島市佐伯区三筋二丁目2番14号
第十一	五日市観音小学校体育館	広島市佐伯区三宅四丁目10番1号
第十二	五日市観音中学校多目的ホール	広島市佐伯区坪井三丁目88番地
第十三	五日市中央北保育園	広島市佐伯区五日市中央七丁目8番43号
第十四	八幡小学校体育館	広島市佐伯区八幡二丁目2番1号
第十五	八幡東保育園	広島市佐伯区八幡東三丁目18番3号
第十六	三和中学校体育館	広島市佐伯区利松三丁目10番1号
第十七	新宮山荘	広島市佐伯区五日市町大字石内940番地2
第十八	石内公民館	広島市佐伯区五日市町大字石内3289番地1
第十九	五月が丘小学校体育館	広島市佐伯区五月が丘二丁目22番1号
第二十	河内公民館	広島市佐伯区五日市町大字上河内537番地
第二十一	白川集会所	広島市佐伯区五日市町大字下河内1217番地1
第二十二	五日市駅前保育園	広島市佐伯区五日市駅前一丁目1番3号
第二十三	美鈴が丘東街区集会所	広島市佐伯区美鈴が丘東三丁目19番2号
第二十四	薬師が丘第一集会所	広島市佐伯区薬師が丘二丁目2番13号
第二十五	美鈴が丘西街区集会所	広島市佐伯区美鈴が丘西三丁目6番1号
第二十六	五日市東小学校体育館	広島市佐伯区皆賀二丁目3番1号
第二十七	藤の木公民館	広島市佐伯区藤の木二丁目27番7号
第二十八	東観音台第一集会所	広島市佐伯区観音台二丁目20番18号
第二十九	彩が丘公民館	広島市佐伯区河内南一丁目21番6号
第三十	五月が丘五丁目集会所	広島市佐伯区五月が丘五丁目21番30号
第三十一	石内北小学校体育館	広島市佐伯区石内北三丁目23番1号
葛原	葛原集会所	広島市佐伯区湯来町大字葛原707番地
白砂	重光集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂966番地1
河内原	八幡原中央集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂2798番地6
川角	湯来南公民館	広島市佐伯区湯来町大字伏谷13番地1
伏谷	伏谷文化センター	広島市佐伯区湯来町大字伏谷1874番地5
杉並台	杉並台コミュニティセンター	広島市佐伯区杉並台26番13号
上多田	みどり会館	広島市佐伯区湯来町大字多田523番地1
中多田	湯来西公民館	広島市佐伯区湯来町大字多田2712番地
打尾谷	さつき会館	広島市佐伯区湯来町大字多田甲1804番地
菅沢	菅沢集会所	広島市佐伯区湯来町大字菅沢422番地1
和田	下和田集会所	広島市佐伯区湯来町大字和田1021番地3
麦谷	湯来農村環境改善センター	広島市佐伯区湯来町大字麦谷2501番地
下	下地区集会所	広島市佐伯区湯来町大字下1241番地
投票区数	44	

(注) 選挙当日投票所の開所時刻は午前7:00、閉所時刻は午後8:00である。なお、次の投票所は、投票時間の繰り上げ・繰り下げを行った。

区名	投票区名	選挙当日投票所施設名	投票時間
南	似島投票区	似島集会所	午前6:00～午後6:00
	金輪投票区	金輪島集会所	午前7:00～午後6:00
佐伯	第二十一投票区	白川集会所	午前7:00～午後6:00
	上多田投票区	みどり会館	午前7:00～午後6:00

## (3) 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地

開設期間：平成29年10月11日から平成29年10月21日まで

●は在外選挙人が期日前投票・不在者投票を行う施設

区名	期日前投票所等施設名	所在地
中	●中区役所3階第6会議室	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
東	●東区役所3階第3会議室	広島市東区東蟹屋町9番38号
	東区役所温品出張所	広島市東区温品五丁目1番18号
南	●南区役所3階3-1会議室	広島市南区皆実町一丁目5番44号
西	●西区役所2階第1会議室	広島市西区福島町二丁目2番1号
安佐南	●安佐南区役所1階第2会議室	広島市安佐南区古市一丁目33番14号
	安佐南区役所佐東出張所	広島市安佐南区緑井六丁目29番28号
	安佐南区役所祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目48番7号
	安佐南区役所沼田出張所	広島市安佐南区伴東四丁目18番6号
安佐北	●安佐北区役所1階第1会議室	広島市安佐北区可部四丁目13番13号
	安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地4
	安佐北区役所高陽出張所	広島市安佐北区深川五丁目13番7号
	安佐北区役所安佐出張所	広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地1
安芸	●安芸区役所3階第1会議室	広島市安芸区船越南三丁目4番36号
	安芸区役所中野出張所	広島市安芸区中野三丁目20番9号
	安芸区役所阿戸出張所	広島市安芸区阿戸町6257番地2
	安芸区役所矢野出張所	広島市安芸区矢野東五丁目7番18号
佐伯	●佐伯区役所3階302会議室	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
	佐伯区役所湯来出張所	広島市佐伯区湯来町大字和田166番地

(注) 期日前投票所の開所時刻は午前8:30、閉所時刻は午後8:00である。

## (4) 開票所にあてた施設の名称及び所在地

区名	開票所施設名	所在地
中	市立国泰寺中学校体育館	広島市中区国泰寺町一丁目1番41号
東	市立二葉中学校体育館	広島市東区光町二丁目15番8号
南	市立広島工業高等学校体育館	広島市南区東本浦町1番18号
西	市立庚午中学校体育館	広島市西区庚午中四丁目12番48号
安佐南	市立沼田高等学校体育館	広島市安佐南区伴東六丁目1番1号
安佐北	市立安佐北高等学校体育館	広島市安佐北区三入東一丁目14番1号
安芸	市立矢野中学校体育館	広島市安芸区矢野東二丁目16番1号
佐伯	市立五日市中学校体育館	広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号

#### 4 選挙人名簿登録者数

今回の選挙にかかる選挙時登録は、広島県選挙管理委員会（小選挙区）及び中央選挙管理会（比例代表）の定めるところにより、次のとおり行われた。

- (1) 被登録資格の決定の基準となる日

平成29年10月9日

ただし、年齢については、選挙期日（10月22日）により算定

- (2) 登録の日

平成29年10月9日

- (3) 異議の申出期日

平成29年10月10日（登録の日の翌日）

選挙区名	区名	平成29年10月9日現在の選挙人名簿登録者数		
		男(人)	女(人)	計(人)
＜選挙人名簿＋在外選挙人名簿＞の登録者数				
広島県第一区	中	51,301	60,210	111,511
	東	47,175	52,329	99,504
	南	57,176	60,498	117,674
	計	155,652	173,037	328,689
広島県第二区	西	74,797	81,168	155,965
	佐伯	54,858	59,138	113,996
	計	129,655	140,306	269,961
広島県第三区	安佐南	93,275	98,819	192,094
	安佐北	58,871	64,889	123,760
	計	152,146	163,708	315,854
広島県第四区	安芸	32,568	33,088	65,656
広島市 計		470,021	510,139	980,160
広島県 計		1,131,847	1,227,816	2,359,663
＜選挙人名簿＞の登録者数				
広島県第一区	中	51,272	60,152	111,424
	東	47,153	52,284	99,437
	南	57,136	60,438	117,574
	計	155,561	172,874	328,435
広島県第二区	西	74,764	81,091	155,855
	佐伯	54,833	59,088	113,921
	計	129,597	140,179	269,776
広島県第三区	安佐南	93,238	98,766	192,004
	安佐北	58,837	64,839	123,676
	計	152,075	163,605	315,680
広島県第四区	安芸	32,552	33,069	65,621
広島市 計		469,785	509,727	979,512
広島県 計		1,131,141	1,226,754	2,357,895
＜在外選挙人名簿＞の登録者数				
広島県第一区	中	29	58	87
	東	22	45	67
	南	40	60	100
	計	91	163	254
広島県第二区	西	33	77	110
	佐伯	25	50	75
	計	58	127	185
広島県第三区	安佐南	37	53	90
	安佐北	34	50	84
	計	71	103	174
広島県第四区	安芸	16	19	35
広島市 計		236	412	648
広島県 計		706	1,062	1,768



## 5 選挙長及び開票管理者

### (1) 選挙長及び同職務代理人

#### ① 衆議院議員総選挙

広島県選挙管理委員会において選任した選挙長及び同職務代理人並びに選挙分会長及び同職務代理人は、次のとおりである。

小選挙区			比例代表		
選挙区名	選挙長	同職務代理人	選挙区名	選挙分会長	同職務代理人
広島県第一区	国政 道明	來山 哲	中 国	国政 道明	來山 哲
広島県第二区	国政 道明	來山 哲			
広島県第三区	田邊 誠	來山 哲			
広島県第四区	田邊 誠	來山 哲			

#### ② 最高裁判所裁判官国民審査

広島県選挙管理委員会において選任した審査分会長及び同職務代理人は、次のとおりである。

審査分会長	同職務代理人
田邊 誠	來山 哲

### (2) 開票管理者及び同職務代理人

各区の選挙管理委員会において、選挙権を有する者の中から次の者を選任した。

区 名	開票管理者	同職務代理人	区 名	開票管理者	同職務代理人
中	中村 信介	隅田 一成	安佐南	渡部 邦昭	品川 弘司
東	前川 秀雅	松出 由美	安佐北	大本 和則	立岩 薫
南	大原 貞夫	胡麻田 泰江	安 芸	荒井 秀則	山本 秀樹
西	船木 孝和	塩山 慎二	佐 伯	久笠 信雄	建部 賢次

## 6 選挙事務関係者

開票事務には、市・区職員が従事したが、投票事務については全事務従事者の34.07%を民間人に委嘱した。

### (1) 投票事務関係者

区 分		投 票 管理者	投 票 立会人	投票事務従事者			
				市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計
選挙当日 投票所	中	23	82	—	122	124	246
	東	22	87	—	113	112	225
	南	33	96	—	164	157	321
	西	37	121	—	191	182	373
	安佐南	39	110	—	259	213	472
	安佐北	60	174	3	336	225	564
	安 芸	18	44	—	95	83	178
	佐 伯	44	112	—	226	206	432
	市 計	276	826	3	1,506	1,302	2,811
期日前 投票所	中	11	21	23	86	5	114
	東	22	88	20	164	10	194
	南	11	43	23	125	9	157
	西	11	28	24	158	15	197
	安佐南	44	35	22	182	—	204
	安佐北	44	170	42	146	34	222
	安 芸	43	36	20	35	40	95
	佐 伯	21	53	20	139	—	159
	市 計	207	474	194	1,035	113	1,342
合 計	中	34	103	23	208	129	360
	東	44	175	20	277	122	419
	南	44	139	23	289	166	478
	西	48	149	24	349	197	570
	安佐南	83	145	22	441	213	676
	安佐北	104	344	45	482	259	786
	安 芸	61	80	20	130	123	273
	佐 伯	65	165	20	365	206	591
	市 計	483	1,300	197	2,541	1,415	4,153

### (2) 開票事務関係者

区 名	開票管理者	開票立会人		開票事務従事者		計
		小選挙区	比例代表	市・区 選管書記	市・区 職員	
中	1	3	6	23	182	205
東	1	3	5	27	171	198
南	1	3	5	30	190	220
西	1	3	4	21	259	280
安佐南	1	3	6	24	264	288
安佐北	1	3	5	23	207	230
安 芸	1	3	5	29	124	153
佐 伯	1	3	5	25	208	233
市 計	8	24	41	202	1,605	1,807

## 7 選挙啓発事業

衆議院議員総選挙等の臨時啓発事業として、次のような各種啓発事業を実施し、明るい選挙と投票参加を呼びかけた。

(時期について特に明記のないものは公示日から実施)

種別	事項	時期・場所等	内容・その他
看板掲出等	立看板の掲出	公民館(68)、勤労青少年ホーム(2)、地域福祉センター(5)、区民センター等(13)、区民文化センター(7)、こども文化科学館、交通科学館、映像文化ライブラリー、大学(10) (108か所)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用立看板を掲出した。
	期日前投票周知用立看板の掲出	区役所(12か所) 出張所(11か所)	期日前投票の周知用立看板を掲出した。
	大看板の掲出	J R 広島駅南口、中央公園、 J R 西広島駅前 (3か所)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用大看板を掲出した。
	投票所周知用立看板の掲出	投票所の分かりにくい地域 投票所の変更があった地域 (139か所)	投票所が分かりにくい、又は投票所を変更した地域に周知用立看板を掲出した。
	懸垂幕の掲出	市役所本庁舎、各区役所 (9か所)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用懸垂幕を掲出した。
	のぼりの掲出	区役所・出張所の敷地	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用のぼりを掲出した。
街頭啓発等	街頭啓発の実施	各区での街頭啓発	各区において、区選管及び区明推協により、各区の繁華街において啓発物資を配布し、投票参加を呼びかけた。
		市明推協及び選挙コースボランティア等による街頭啓発 ・実施日 10/14(土) ・実施場所 J R 広島駅南口	市明推協と市明るい選挙コースボランティアにより、啓発物資を配布し投票参加を呼びかけた。
		県選管との合同街頭啓発 ・実施日 10/20(金) ・実施場所 八丁堀交差点周辺	県・市選管及び県・市明推協等合同で、啓発物資を配布し投票参加を呼びかけた。
	宣伝車による巡回	・実施日 10/15(日) 10/21(土) 10/22(日) ・宣伝車台数 中・東・南・西・安芸区 各1台 安佐南・安佐北・佐伯区 各2台 計11台/日	選挙名、投票日の周知と投票を呼びかける宣伝車を巡回させた。
広報活動等	市の広報番組での広報	10/13(金)、16(月)、18(水)、21(土)	市広報枠のラジオ番組及びラジオスポットで投票を呼びかけた。

種 別	事 項	時期・場所等	内容・その他
広報活動等	市選挙管理委員会 ホームページでの広報	10/3(火)～10/22(日)	選挙名、投票日及び選挙制度を掲載し、広く市民に周知する。
	市広報用Twitter、 facebookでの広報	10/10(火)～10/22(日)	選挙名、投票日及び期日前投票など、広く市民に呼びかける。
	市広報紙での広報	広報紙「市民と市政」 10/15号	市広報紙「市民と市政」に選挙に関する記事を掲載した。
	大型ディスプレイ (デジタルサイネージ)での広報	シャレオ中央広場、広島駅南口地下広場、市役所本庁舎 (3か所)	大型ディスプレイ等(デジタルサイネージ)に、選挙名、投票日及び期日前投票を周知する情報を掲出した。
		民間施設のデジタルサイネージ	本市のデジタルサイネージコンテンツ共有システムへ選挙啓発コンテンツを登録し、利用を推進した。
スポーツ施設の大型 ビジョンでの広報	・実施日 10/18(水)～10/21(土) ・実施場所 マツダスタジアム	大型ビジョンを活用し、選挙名及び投票日のテロップにより投票参加を呼びかけた。	
そ の 他	住所異動者に対する 周知用チラシの配布	各区役所、出張所	選挙名、投票日及び選挙制度を周知するチラシを住所移動者に配布した。
	館内放送による広報	スーパーマーケット、公共施設等	選挙名及び投票日を周知する館内放送を行った。



ひろしま市民と市政 平成29年(2017年)10月15日

3

**投票に行きましょう!****10/22日は衆議院総選挙・国民審査、  
11/12日は県知事選挙の投票日です****●投票できる人**

【衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査】平成11年10月23日までに生まれた人で、今年10月9日現在、市内に住所があり、引き続き3カ月以上住んでいる日本国民(7月9日までに住民基本台帳に記録された人)

【県知事選挙】平成11年11月13日までに生まれた人で、今年10月25日現在、市内に住所があり、引き続き3カ月以上住んでいる日本国民(7月25日までに住民基本台帳に記録された人)

**●転入・転出した人はご注意ください**

住所を異動した人は、投票できる選挙や場所が異なる場合があります。詳しくは、お住まいの区の選挙管理委員会へお問い合わせください。

**●投票時間は午前7時～午後8時**

ただし、南区の似島集会所は午前6時～午後6時。南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時～午後6時です。

**●「選挙のお知らせ」は世帯でまとめて選挙ごとに封書で届きます**

投票できる人には、「選挙のお知らせ」を、世帯ごとの封書(下イラスト)で郵送します。封筒の中には1人1枚ずつ「選挙のお知らせ」が入っています。投票場所などを確認し、自分の「選挙のお知らせ」を持って投票に行きましょう(なくした場合でも投票できます。投票所職員にお申し出ください)。届かない場合は、お住まいの区の選挙管理委員会へご連絡ください。



※「選挙のお知らせ」裏面は、期日前投票用の案内と宣誓書です。期日前投票をする場合のみ、記入してお持ちください

**●期日前投票のご利用を**

投票日に仕事やレジャーなどで、投票に行けない人は、期日前に投票ができます。投票できる場所は、住所地(選挙人名簿登録地)の区役所、区内の出張所(似島出張所は除く)です。連絡所ではできません。

【衆議院選挙・国民審査の日時】10月11日(例)～21日(出)の午前8時半～午後8時(土・日曜日投票できます) 衆議院選挙・国民審査の投票用紙は3種類です

【小選挙区】候補者名を記入します

【比例代表】政党または政治団体を記入します

【国民審査】やめさせたい人に×印を記入します

【県知事選挙の日時】10月27日(例)～11月11日(出)の午前8時半～午後8時(土・日曜日・祝日も投票できます)

**●点字投票や代筆による投票も**

視覚に障害がある人は点字投票ができます。病気やけがなどのため自分で記入できない人は、職員が代筆する代理投票ができます。投票所職員にお申し出ください。

**●不在者投票のご利用も**

出張や旅行などで期日前投票にも行けない人は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票ができます(あらかじめ手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください)。

**●選挙公報を配布します**

選挙公報を、朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込む予定です。区役所、出張所、公民館、区民文化センターなどでも、届き次第配布します。

区市選挙管理委員会(☎504-2513、☎504-2519)、区選挙管理委員会(☎は6㉿左)

区	電話番号	区	電話番号
中	504-2544	安佐南	831-4927
東	568-7703	安佐北	819-3959
南	250-8934	安芸	821-4903
西	532-0925	佐伯	943-9753

▶メインメニューをスキップして本文へ移動

English 中文 韓国語 Portuguese Español Filipino

音声読み上げ ふりがな 文字サイズ 標準 大 特大 背景色変更 白 青 黄 黒

Translate English 中文簡体 中文繁体 韓国語 キーワードを入力 検索 検索の仕方

暮らし・手続き 子育て・教育 健康・医療・福祉 まちづくり 文化・スポーツ 産業・雇用・ビジネス 観光 原爆・平和 市政全般

緊急災害情報サイト 防災(防災情報メール) 避難場所 救急当番医 組織別分類から探す サイトマップ

広島市ホームページ > 市政全般 > トピックス > 10月22日(日)は、衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。  
広島市ホームページ > 市政全般 > 選挙 > 10月22日(日)は、衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

10月22日(日)は、衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

サイト 印刷用ページを表示する

## 10月22日(日)執行



### 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

**投票時間 午前7時から午後8時まで(一部地域を除く。)**

★南区の似鳥集会所は午前6時から午後6時まで、南区の会輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時から午後6時まで

[投票区・投票所一覧表\(499KB\)\(PDF文書\)](#)

#### 1 投票日当日に広島市で投票できる人

◆選挙人名簿に登録される次の(1)～(3)の要件を満たす人で、投票当日に選挙権を有する人は投票できます。

- (1) 日本国籍を持っている人
- (2) 平成11年10月23日までに生まれた人(投票日に満18歳以上)
- (3) 平成29年10月9日現在、広島市に住所が有り、引き続き3か月以上住んでいる人(平成29年7月9日までに広島市の住民基本台帳に登録された人)

※10月9日現在広島市に住所がなくても3か月以上広島市の住民基本台帳に登録されていた人は、広島市で投票できる場合がありますのでお問い合わせください。

◆初めて選挙権を得た方に選挙の仕組みなどをお知らせする「選挙のしおり」を作成しました。市役所及び区役所の選挙管理委員会に置いてありますのでご覧ください。

[選挙のしおり\(2MB\)\(PDF文書\)](#)



◆選挙人名簿に登録されている人で最近住所を移した人は次の場所で投票することになります。  
○広島市内で転居した人(既に選挙人名簿に登録されている人)



9月30日以前に転居の届出をした人は、現在の住所地(転居後の住所地)

10月1日以降に転居の届出をした人は、旧住所地(転居前の住所地)

○市外から広島市に転入した人

7月9日以前に転入の届出をした人は、広島市

7月10日以降に転入の届出をした人は、元の住所地(広島市外)

○広島市から市外へ転出した人

転出先の市町村の選挙人名簿に登録されている人は、登録されている住所地(広島市外)

広島市を転出後、他の市町村の選挙人名簿に登録されておらず、広島市の選挙人名簿に登録されている人は、広島市

### 2 衆議院議員の選挙区

(小選挙区)

1選挙区から1人が選ばれます。広島市は第1区から第4区の4つの選挙区に分かれます。

選挙区	選挙区内の該当区域
第1区	中区・東区・南区
第2区	西区・佐伯区ほか
第3区	安佐南区・安佐北区ほか
第4区	安芸区ほか

(比例代表の選挙区)

中国5県が1つの選挙区となり、11人が選ばれます。

### 3 投票用紙の種類

◆投票用紙については次のとおりです。

種類	用紙の色	記載する事項
■小選挙区	ピンク色	候補者氏名
■比例代表	水色	政党名または政治団体名
■国民審査	うぐいす色	やめさせたい人に×印

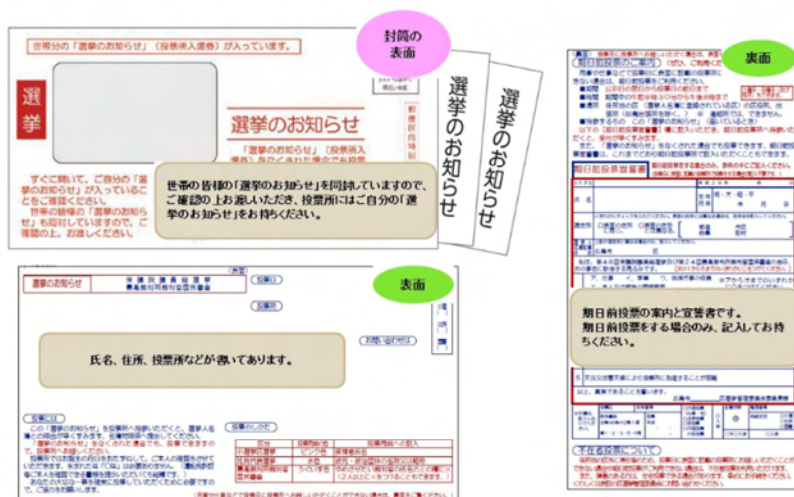
)))第48回衆議院議員総選挙 候補者・名簿届出政党等情報(広島県ホームページ)  
)))第24回最高裁判所裁判官国民審査 審査対象裁判官情報(広島県ホームページ)

### 4 「選挙のお知らせ」

投票できる人に郵送する「選挙のお知らせ」は、はがきではなく、世帯ごとの封書で公示日後に順次お送りしています。封筒の中には1人1枚ずつ、日時・場所などを記載した「選挙のお知らせ」が入っておりますので、届きましたら投票するときにご持参ください。(下のイメージ図をご参照ください。)届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば、投票できます。お住まいの区の選挙管理委員会にご連絡ください。

なお、「選挙のお知らせ」を、届いた後になくされたり、投票される際に持参されていなくても投票できますので、投票所や期日前投票所で、その旨を伝えてください。

【イメージ図】



## 5 期日前投票

仕事や投票区域以外でのレジャーなどで選挙期日当日、投票に行けない人は、期日前投票をご利用ください。

### ◆日時

10月11日(水)から10月21日(土)の午前8時30分から午後8時まで(土・日曜日も投票できます。)

### ◆場所

住所地(選挙人名簿登録地)の区役所、出張所(似島出張所を除く。)

※連絡所ではできません。

(広島市に平成29年7月10日以降に転入の届出をされた人は、元の住所地の市区町村選挙管理委員会へお問い合わせください。)

### ◆持っていくもの

「選挙のお知らせ」(公示日後に順次お送りしていますので、届いている場合はお持ちください。なくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。)\*印鑑は必要ありません。

[>>>期日前投票所\(及び不在者投票記載場所\)一覧表](#)

## 6 不在者投票

名簿登録地の選挙管理委員会における選挙期日前の投票は、原則、期日前投票となりますが、一部の投票については、不在者投票となります。

### ◆不在者投票のできる場所

※広島市の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等(入院・入所中の人に限られます。)

※名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会(出張等で他の市区町村の選挙管理委員会と不在者投票する機会など)

◆広島市の選挙人名簿に登録されている人が、他の市区町村の選挙管理委員会と不在者投票する場合は、「不在者投票請求書・宣誓書」を登録されている区選挙管理委員会へ郵便等で送付又は持参してください。(FAX、電子メールは不可)

## 7 重度身体障害者等の在宅投票

重度の障害のある人などで、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書を所持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は10月18日(水)までに区選挙管理委員会に請求してください。

詳しくは、関連情報 [>>>体が不自由な方の投票は?](#) をご覧ください。

## 8 点字・代理投票

視覚に障害のある人は点字投票ができます。また、病気やけがなどのため、自ら投票用紙に記載できない人は、投票所の係員による代理投票ができます。お気軽に係員にお申し出ください。

## 9 2階の投票所について

次の施設は、体の不自由な方や高齢者の方が2階へ上がるお手伝いをしますので、気軽にお申し出ください。

西区	己斐第三投票区	己斐上集会所	西区己斐上一丁目14番5号
安佐南区	安古市第十四投票区	高長集会所	安佐南区高取北四丁目4番14号
安佐北区	落合第三投票区	玖村会館	安佐北区落合二丁目41番26号

## 10 前回の選挙(平成28年7月10日執行参議院選挙)と投票所が異なる投票区

次の投票区は投票所が前回の投票所と異なります。ご注意ください。

投票区・投票所一覧はこちらをご覧ください。[>>>投票区・投票所一覧表\(499KB\)\(PDF文書\)](#)

区	投票区	投票所	住所	(前回投票所)
中区	白鳥第二投票区	白鳥児童館	中区西白鳥町26番30号	(白鳥小学校体育館)
中区	袋町投票区	袋町小学校1階玄関ホール	中区袋町6番36号	(袋町小学校1階ワークスペース)
東区	黒木第二投票区	黒木小学校体育館	東区黒木九丁目1番2号	(黒木幼稚園)
南区	西町投票区	北山山女子高等学校	南区西町5番16号	(西町集会所)
南区	西町第一投票区	観音幼稚園	南区西二丁目3番1号	(西町集会所)
西区	観音投票区	観音公民館	西区観音本町二丁目1番77号	(観音小学校体育館)
西区	井口第三投票区	柳大附属鈴峯女子中・高等学校 講堂ロビー	西区井口四丁目7番1号	(鈴峯女子短期大学体育館)
安佐南区	沼田第一投票区	西山小・中学校体育館	安佐南区沼田町大字岡戸3722番地	(西山公民館)
安佐北区	口田第二投票区	口田中学校体育館	安佐北区口田南九丁目13番1号	(矢口公民館)
安佐北区	龜山第三投票区	龜山公民館	安佐北区龜山南三丁目16番16号	(龜山小学校体育館)
安佐北区	安佐第十七投票区	安佐北区役所安佐出張所	安佐北区安佐町大字壺室3052番地	(安佐北区役所安佐出張所併設投票所)
佐伯区	第三十一投票区 (新設)	石内北小学校体育館	佐伯区石内北三丁目23番1号	(-)

## 11 選挙公報

小選挙区選出議員選挙においては、候補者の氏名、政見、経歴等を、比例代表選出議員選挙においては、名簿届出政党等の名称及び略称、政見、名簿登録者の氏名、経歴等をそれぞれ掲載した選挙公報を、10月18日(水)の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込みます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センターなどにも届けたい、備え付けます。広島県のホームページからもご覧いただけます。[>>>第48回衆議院議員総選挙 候補者・名簿届出政党等情報\(広島県ホームページ\)](#)

## 12 お問い合わせはこちらまで

お問い合わせ先 市・区選挙管理委員会		
市 → 電話504-2513	南区 → 電話260-8934	安佐北区 → 電話819-9959
中区 → 電話504-2544	西区 → 電話532-0925	安芸区 → 電話821-4903
東区 → 電話562-7703	安佐南区 → 電話831-4927	佐伯区 → 電話943-9753

## 13 その他

その他広島市選挙管理委員会からのお知らせ等は [>>>こちら](#) をご覧ください。

[第48回衆議院議員総選挙・第24回最高裁判所裁判官国民審査 特設ページ\(広島県ホームページ\)](#)

## 関連情報

[選挙管理委員会への問い合わせは？](#)[投票日当日に投票所へ行けない場合は？](#)[体が不自由な人の投票は？](#)[不在者投票指定施設\(指定病院・老人ホーム等\)において使用する各種帳票](#)[第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票請求書・宣誓書](#)[期日前投票所\(及び不在者投票記載場所\)一覧表](#)[投票区・投票所一覧表](#)

## ダウンロード

[不在者投票請求書・宣誓書\(156KB\)\(PDF文書\)](#)

添付資料を見るためにはビューワソフトが必要な場合があります。[詳しくはビューワー一覧をご覧ください。](#)(別ウィンドウで開きます。)

このページに関するお問い合わせ先

選挙管理委員会事務局 啓発課 啓発担当  
電話: 082-504-2594 / FAX: 082-504-2069  
メールアドレス: [shisenkan@city.hiroshima.lg.jp](mailto:shisenkan@city.hiroshima.lg.jp)

ページの先頭へ

[このホームページについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [リンク・著作権・免責事項](#) [携帯電話・スマートフォンサイトのご案内](#)[おしえてコールひろしま](#)

市役所へのお問い合わせに、お気軽にご利用ください。

電話: 082-504-0822

年中無休 受付時間: 8時～21時

広島市役所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
代表電話 082-245-2111 | [地図](#)・[交通手段](#)

Copyright © 2015 The City of Hiroshima. All rights reserved.

# 10月22日(日)は、衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です!!

選挙人名簿に登録されている人で**最近住所をかえた方**はご注意ください。

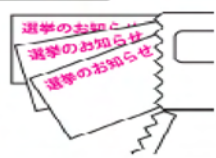
## 広島市で投票できる方

次の①と②の要件を満たす人です。

- ① 平成11年10月23日までに生まれた人  
(投票日に満18歳以上)
  - ② 平成29年10月9日現在、広島市に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる日本国民  
(平成29年7月9日までに広島市の住民基本台帳に登録された人)  
※ 10月9日現在、広島市に住所がなくても3か月以上広島市の住民基本台帳に登録されていた人は、広島市で投票できる場合がありますのでお問い合わせください。
- 【最近住所をかえた方の投票地】**
- ・広島市内で転居した人(既に選挙人名簿に登録されている人)  
9月30日以前に転居の届出をした人は、現在の住所地(転居後の住所地)  
10月1日以降に転居の届出をした人は、旧住所地(転居前の住所地)
  - ・市外から広島市に転入した人  
7月9日までに転入の届出をした人は、広島市  
7月10日以降に転入の届出をした人は、元の住所地(広島市外)
  - ・広島市から市外へ転出した人  
転出先の市町村の選挙人名簿に登録されている人は、登録されている住所地(広島市外)  
広島市を転出後、他の市町村の選挙人名簿に登録されておらず、広島市の選挙人名簿に登録されている人は、広島市

## 選挙のお知らせを「封書」でお届けします

世帯ごとにまとめて「封書」でお届けします。  
ご自分の「選挙のお知らせ」が入っていることを確認いただき、世帯の皆様にもお渡しください。



## 投票時間

午前7時から午後8時までです。ただし、南区の似島集会所は午前6時から午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時から午後6時までです。

## 期日前投票

用事や仕事などで、10月22日(日)に投票に行けない人は、期日前投票ができます。

- 【期日前投票ができる期間及び時間】**  
10月11日(水)～10月21日(土)  
午前8時半から午後8時まで(土・日曜日も含む)
- 【投票場所】**  
選挙人名簿登録地の区の区役所、出張所(似島出張所を除く。)  
※ 連絡所ではできません。  
(広島市に平成29年7月10日以降に転入の届出をされた人は、元の住所地の市区町村選挙管理委員会です。)
- 【持っていくもの】**  
「選挙のお知らせ」(裏面の期日前投票宣誓書欄に記入し、ご持参ください(届いているとき)。なくした場合も投票できます。)

## 他の市区町村での不在者投票

出張などで10月22日(日)に投票に行けない人は、他の市区町村で不在者投票をすることもできます。  
「不在者投票宣誓書・請求書」(広島市のホームページからダウンロードすることもできます。)を選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会へ郵便等で送付又は持参してください。(FAX、電子メールは不可)

## 郵便等での不在者投票

- 次のいずれかの要件を満たす人で、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書を所持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は10月18日(水)までに、区選挙管理委員会へ請求してください。
- ① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、公職選挙法で定められた重度の障害がある人
  - ② 介護保険法の被保険者証の区分が要介護5の人

## 投票用紙の種類

	用紙の色	記載する事項
小選挙区	ピンク色	候補者氏名
比例代表	水色	政党名または政治団体名
国民審査	うぐいす色	やめさせたい人に×印

## 選挙公報

候補者や政党などの政見等を掲載した選挙公報を10月18日(水)の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込みます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センター等にも届き次第備え付けます。

## 点字・代理投票

視覚に障害のある人は点字投票ができます。  
また、病気やけがなどのため、自ら投票用紙に候補者氏名等を記載できない人は、投票所の係員が代筆する代理投票ができます。

(お問合わせ先) 市区 選挙管理委員会	市 ⇒	TEL.504-2513	南区 ⇒	TEL.250-8934	安佐北区 ⇒	TEL.819-3959
	中区 ⇒	TEL.504-2544	西区 ⇒	TEL.532-0925	安芸区 ⇒	TEL.821-4903
	東区 ⇒	TEL.568-7703	安佐南区 ⇒	TEL.831-4927	佐伯区 ⇒	TEL.943-9753



〔選挙のお知らせ（封筒）〕

市内居住者用

(表)

世帯分の「選挙のお知らせ」（投票所入場券）が入っています。

選挙


料金後納郵便  
きれいな選挙で  
明るい未来

郵便区内特別

## 選挙のお知らせ

「選挙のお知らせ」（投票所入場券）をなくされた場合でも投票できますので、投票所へお越しください。

すぐに開いて、ご自分の「選挙のお知らせ」が入っていることをご確認ください。  
世帯の皆様「選挙のお知らせ」も同封していますので、ご確認の上、お渡してください。



(裏)

- 投票日に投票所へお越しいただくことができない場合は、期日前投票をご利用ください。  
(くわしくは、同封の「選挙のお知らせ」をご覧ください。)
- 選挙公報を新聞（中国、朝日、毎日、読売、日本経済、産経）に折り込みます。  
新聞を購読されていない方で必要な方は、郵送いたしますので、区選挙管理委員会まで早めにお申出ください。  
なお、区役所、出張所、公民館などにも届き次第備え付けます。

〔選挙のお知らせ〕

(表)

<b>選挙のお知らせ</b>		衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査		<b>投票日</b> 平成29年10月22日(日)	選挙使用簿 名簿対照 ○ 小選 ○ 比例 ○ 国選
				<b>投票所</b>	お問い合わせは

**投票には**  
この「選挙のお知らせ」を投票所へ持参いただくと、選挙人名簿との照合が早くすみすみます。名簿対照係へ提出してください。  
「選挙のお知らせ」をなくされた場合でも、投票できますので、投票所へお越しください。  
投票所ではお誕生の月日をおたずねして、ご本人の確認をさせていただきます。生まれた年「〇年」は必要ありません。(運転免許証等ご本人を確認できる書類を提示いただいても結構です。)  
あなたの大切な一票を確実に投票していただくために必要ですので、ご協力をお願いします。

**投票のしかた**

区分	投票用紙の色	投票用紙への記入
小選挙区選挙	ピンク色	候補者氏名
比例代表選挙	水色	政党・政治団体の名称又は略称
最高裁判所裁判官国民審査	うぐいす色	やめさせたい裁判官の氏名の上の欄に×(2人以上に×をつけることもできます。)

(用事や仕事などで投票日に投票所へお越しいただくことができない場合は、裏面をご覧ください。)

(裏)

(裏面) 投票日に投票所へお越しいただく場合は、裏面をご覧ください。  
**期日前投票のご案内** (ぜひ、ご利用ください。)  
用事や仕事などで投票日に表面に記載の投票所にお越しいただくことができない場合は、期日前投票をご利用ください。  
■期間 公示日の翌日から投票日の前日まで  
■時間 期間中の午前8時30分から午後8時まで  
■場所 住所地の区(選挙人名簿に登録されている区)の区役所、出張所(似馬出張所を除く。) ※ 連絡所では、できません。  
■持参するもの この「選挙のお知らせ」、期日前投票所へ持参した以下の【期日前投票宣誓書】欄に記載いただき、期日前投票所へ持参いただくこと、受付が早くなります。  
また、「選挙のお知らせ」をなくされた場合でも投票できます。期日前投票宣誓書は、これまでどおり期日前投票所で記入いただくことができます。  
**期日前投票宣誓書** (投票日に表面に記載の投票所で行う場合は記入不要です。)  
ふり仮名 ..... 平成 29 年 月 日  
氏名 ..... 明・大・昭・平 ..... 年 月 日  
住所 ..... 東京都 市 区 町 村  
選挙人名簿記載住所と異なる場合は、記入してください。  
私は、第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査の当日、次の事由に該当する見込みです。【次の1から5までのいずれかに○をつけてください。】  
1 ア. 仕事 イ. 学業 ウ. 地域行事の役員 ※ アからオまでのいずれかに○をつけてください。  
エ. 本人又は親族の冠婚葬祭 の場合は、具体的に内容を入力してください。  
に從事  
2 ア. 上記「1」以外の用事又は事故のため、  
ア. 当区以外 イ. 当区内 (投票区域外) ※ ア又はイのいずれかに○をつけてください。  
に外出・旅行・滞在  
3 疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難  
4 住所移転のため、当区以外に居住  
5 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難  
以上、真実であることを誓います。 広島市 区選挙管理委員長 長瀬様  
※右欄は、記入しなさい。 投票区 抄本番号 ..... 区選挙管理委員会 区選挙管理委員長 長瀬様  
記入した 該当番号 ..... 投票 ..... 区 ..... 投票 ..... 小選 ..... 比例 ..... 国選 .....  
いので 法第48条の2第1項 平成 ..... 投票 ..... 投票 ..... 投票 .....  
さい。 第1・2・3・5・6号 ..... の投票 ..... 投票 ..... 投票 .....  
**不在者投票について**  
住所地の区外に滞在等のため、投票日に表面に記載の投票所にお越しいただくことができない場合や期日前投票がご利用できない場合は、不在者投票を利用いただけます。また、障害のある方は、在宅投票できる場合があります。早めにお手続きください。くわしくは豫設の区選挙管理委員会にお問い合わせください。

〔選挙のお知らせ（はがき）〕

市外転出者用

(表)

郵便はがき

料金後納郵便  
 きれいな選挙で  
 明るい未来

選挙事務

(差出人)

選挙のお知らせ  
衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

投票日  
平成29年10月22日(日)  
投票所

選挙使用欄 小選 比例 国審 ( ) ( ) ( ) ( )

※くわしくは裏面をご覧ください。

(裏)

あなたは、広島市から転出されましたが、広島市の選挙人名簿に登録されていますので、表記の投票所で投票することができます。

ただし、転出先（現住所地）の選挙人名簿に登録されていると、広島市では投票できません。

※ 投票日当日、表記の投票所にお越しいただくことができない場合は、次の1又は2により、**期日前投票・不在者投票の制度をご利用ください。**

- 旧住所地の区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所で、期日前投票をする場合  
この「選挙のお知らせ」を持参いただくと、選挙人名簿との照合が早くなります。
- 現住所地の選挙管理委員会で、不在者投票をする場合
  - 右の請求書・宣誓書欄にご記入のうえ、この「選挙のお知らせ」を封筒に入れて、表記の区選挙管理委員会に郵送してください（ファクス又は電子メールは不可）。
  - 現住所に投票用紙などを郵送しますので、日時をお確かめのうえ、それを持って近くの選挙管理委員会で不在者投票をしてください。
  - 郵便のやりとりに日数がかかります。至急請求してください。

期日前投票・不在者投票ができる期間及び時間

■公示日の翌日から投票日の前日まで 土曜日・日曜日（及び祝日）もできます。

■期間中の午前8時30分から午後8時まで

（広島市以外では、時間や場所について、それぞれの市町村にお問い合わせください。）

**不在者投票請求書・宣誓書**

私は、第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査の当日、次の事由に該当する見込みです。  
以上、真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

平成29年 月 日

不在者投票事由  
住所移転のため、他の市町村に居住

現住所	〒
選挙人名簿に記載されている住所	広島市 区
ふりがな氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
電 話	( ) -